

【 改正後 】

中津市建設工事検査基準

平成9年3月31日
中津市告示第47号

改正 平成14年3月19日中津市告示第47号 令和4年8月1日中津市告示第213号

(目的)

第1 この検査基準は、中津市建設工事検査要綱第7条の規定に基づき検査に必要な技術的事項を定め検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来形を対象として契約書、仕様書、**設計図書**、その他関係書類（以下「契約書等」という）に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行うものとする。
(工事の実施状況の検査)

第3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、工程管理、**社内検査を行っている場合**、その他の実施状況に関する各種の資料と契約書等を対比し、別表1及び別表2に掲げる事項に留意して、施工管理状況、施工状況の適否の判定を行うものとする。
(工事の出来形及び品質の検査)

第4 工事の出来形及び品質の検査は、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、**設計図書**と対比して、**次項**に定める検査基準に基づき適否の判定を行うものとする。

2 検査基準については、土木関係工事にあっては別表3「検査基準」、建築関係工事にあっては国土交通省大臣官房官庁常総部監修の建築工事監理指針、建築改修工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針、並びにその他関係法令に基づき適否の判定を行うものとする。

3 地中、水中、小口径の管路、高所等に設置された構造物等の部分でその適否の判定が困難なものについては、監督員の段階確認資料及び主任技術者（監理技術者）から施工の状況等を開くとともに、工事写真、社内検査資料（社内検査を行っている場合）等の施工管理資料等に基づき判定するものとする。

また、写真等（デジタルカメラ、デジタルビデオ含む。）の媒体を使用することができるものとする。

4 工事用材料及び製品の検査については、品質管理資料によるほか、**適正な判断**が困難なものについては、**公共機関並びに大分県が指定する試験場**に依頼して判定することができる。

5 工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を明らかにして工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

附 則

この検査基準は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月19日中津市告示第47号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年8月1日中津市告示第213号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表1 工事施工管理状況の検査留意事項

- 1 施工計画書と工事実施状況
- 2 管理資料の整備状況及び作成の時期
- 3 設計値、出来形寸法及び規格値との関係
- 4 管理手順の適否
- 5 材料試験等設備状況及び施工管理要員の状況
- 6 試験、測定、撮影等に監督員の立会確認の有無
- 7 施工管理に対する全般的認識度

【 改正前 】

中津市建設工事検査基準

平成9年3月31日
中津市告示第47号

改正 平成14年3月19日中津市告示第47号

(目的)

第1 この検査基準は、中津市建設工事検査要綱第7条の規定に基づき検査に必要な技術的事項を定め検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来形を対象として契約書、仕様書、**設計図書**、**図面**その他関係書類（以下「契約書等」という）に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行うものとする。
(工事の実施状況の検査)

第3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、工程管理その他の実施状況に関する各種の資料と契約書等を対比し、別表1及び別表2に掲げる事項に留意して、施工管理状況**及び**施工状況の適否の判定を行うものとする。
(工事の出来形及び品質の検査)

第4 工事の出来形及び品質の検査は、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて**契約書**と対比して、**別に定めるところの検査基準**に基づき適否の判定を行うものとする。

2 検査基準については、当分の間、土木工事にあっては大分県土木建築部の大分県土木工事検査基準別表第3「土木工事検査基準」及び大分県農政部の工事の検査基準並びに許容範囲の適用、建築工事にあっては大分県土木建築部の大分県建築工事検査基準別表第3「建築工事検査基準」、別表第4「電気工事検査基準」・別表第5「機械工事検査基準」及び国土交通省大臣官房官庁常総部監修にかかる建築工事施工管理指針並びに機械設備工事施工監理指針その他関係法令に基づき適否の判定を行うものとする。

3 地中又は水中等外部に現れない部分でその適否の判定が困難なものについては、監督員及び主任技術者（監理技術者）から工事施工の状況等を開くとともに、施工管理資料等に基づいて判定するものとする。

4 工事用材料及び製品の検査については、品質管理資料によるほか、**適否の判定**が困難なものについては、**適正な試験機関**に依頼して判定することができる。

5 工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を明らかにして工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

附 則

この検査基準は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月19日中津市告示第47号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表1 工事施工管理状況の検査留意事項

- 1 施工計画書と工事実施状況
- 2 管理資料の整備状況及び作成の時期
- 3 設計値、出来形寸法及び規格値との関係
- 4 管理手順の適否
- 5 材料試験等設備状況及び施工管理要員の状況
- 6 試験、測定、撮影等に監督員の立会確認の有無
- 7 施工管理に対する全般的認識度

別表2 工事施工状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
工事監督	契約書、設計図書、仕様書 施工体制の点検要領 「施工プロセス」のチェックリスト	立会、段階確認及び指示・承諾・協議事項等の処理内容
工程管理	実施工程表 工事履行報告 指示・承諾・協議書簿	工程管理状況及び進捗状況
工事施工	施工計画書	工法研究、施工方法及び機械施工の状況、手戻り（災害）に対する処理状況
支給品及び貸与品	支給、受領、使用 精算及び返納書 その他の関係書類	支給、受領、使用及び返納の状況
工事材料、解体及び発生材	仕様書、工事材料検査願 解体及び発生材マニフェスト	工事材料、解体及び発生材の処理状況
現場管理	仕様書、指示・承諾・協議書簿 その他関係法規等	現場管理状況 交通処理状況 及び措置内容

別表2 工事施工状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
工事 の 監督	契約書、仕様書	工事監督の状況確認立会及び指示承諾協議事項等の処理内容
工程管理	工程図表実施工程表 工事出来形報告 工事打合せ記録	工事管理状況及び進捗状況
工事施工		工法研究、施工方法及び機械施工の状況、手戻り（災害）に対する処理状況
支給品及び貸与品	支給、受領、使用清算及び返納書 その他の関係書類	支給、受領、使用及び返納の処理状況
工事材料、解体及び発生材	仕様書、工事材料 一 検査願 解体及び発生材 一 納入書等	工事材料、解体及び発生材の処理状況
現場管理	仕様書、 工事打合せ記録 、その他関係法規等	現場管理状況 一 交通処理状況及び措置内容

別表3 検査基準（単位：mm）

- 規格値とは、設計数量と出来上り数値との差の許容限界をいう。
- 原則として個々の測定値はすべて規格値の範囲内になければならない。
- 規格値は、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長、面積については合計面積）は設計数値を下廻ってはならない。
- 構造物の法勾配について、規格値が示されていないものについては、設計数値以上とする。
ただし、高さ、幅等個々の規格値を満たさなければならない。
- 切土、盛土の法勾配については、設計数値以上とし、労働安全衛生規則を満たさなければならない。
- 上記、法勾配については、「土木工事の施工管理基準及び規格値」に従い管理図表にとりまとめるものとする。
- ※下表で、「随時」となっているものは工事規模、施工状況及び管理資料等から判断して適切な箇所数とすること。

	番号	工種	検査項目	規格値	検査箇所		備考	
					割合	最小箇所数		
一般共通事項					(1) 延長、測点間距離は、隨時実測するものとする。 (2) 曲線は、隨時確認するものとする。 (3) 法線は、隨時確認するものとする。 (4) 縦断施工高は、隨時確認するものとする。（基準点の設置確認） (5) 横断の出来形は、随时実測するものとする。 (6) 構造物寸法は、長さ、幅、高さ、角度等について隨時実測するものとする。 (7) 品質は、観察、管理資料（試験）により隨時確認するものとする。			
土工事項					(1) 切取、掘削は、土質、岩質を設計と隨時照合を行うものとする。 (2) 盛土については、土質、余盛、盛土の方法を隨時確認するものとする。 (3) 締め固めの状態は、管理資料により隨時確認するものとする。			
コアンクーリ事項					(1) コンクリートの打継目の水密性を確認するための保水試験は、必要に応じて行うものとする。（A試験） (2) 圧縮強度試験をシュミットハンマーにより隨時行うものとする。（B試験） 必要に応じて管理データの確認又はコア一抜取り試験を行い合否の判定を行うものとする。 (3) 石積・ブロック積の抜石については、必要に応じて行うものとする。 裏栗石等の幅、高さの適否は、工事写真等により判定するものとする。 (4) その他：必要に応じて破壊試験を行うものとする。			